

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

山口県	
市区町村数	19

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属			府内連絡会議の有無	諮詢機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	問4-4 現在の状況			
				13	14	9				18								
35 201	下関市	市民部人権・男女共同参画課	1 2	1	1				4	第4次下関市男女共同参画基本計画	20210401	~	20270331	1	1			
35 202	宇部市	人権・男女共同参画推進課	1 1	1	1	宇部市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第4次宇部市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
35 203	山口市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	山口市男女共同参画推進条例	2014年3月18日	2014年4月1日		第3次山口市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
35 204	萩市	男女共同参画推進室	1 1	1	1	萩市男女共同参画推進条例	2010年3月23日	2010年4月1日		萩市男女共同参画プラン(第3次改定版)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
35 206	防府市	福祉総務課 人権推進室	1 1	1	2	防府市男女共同参画推進条例	2013年12月27日	2014年4月1日		第6次防府市男女共同参画推進計画 (幸せますほうふハーモニープラン21)	2023年4月	~	2028年3月	1	1			
35 207	下松市	男女共同参画室	1 1	1	1				4	第6次下松市男女共同参画プラン ～ブライト21プラン	2024年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
35 208	岩国市	男女共同参画室	1 1	1	1	岩国市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年9月27日		第4次岩国市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
35 210	光市	人権推進課	1 2	1	1				4	第4次光市男女共同参画基本計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
35 211	長門市	市民活動推進課	1 2	1	1	長門市男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年4月1日		ながと男女共同参画計画(第4次)	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
35 212	柳井市	政策企画課	1 2	1	1				4	第4次柳井市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
35 213	美祢市	男女共同参画推進室	1 2	1	1	美祢市男女共同参画推進条例	2012年3月16日	2012年4月1日		美祢市男女共同参画しあわせプラン	2021年4月	~	2026年3月	1	1			
35 215	周南市	人権推進課	1 2	1	1	周南市男女共同参画推進条例	2004年3月30日	2004年4月1日		第3次周南市男女共同参画基本計画 (すまいるプラン周南)	2025年	~	2029年	1	1			
35 216	山陽小野田市	協創部 市民活動推進課 人権・男女共同参画室	1 2	2	1	山陽小野田市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		第4次さんようおのだ男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1			
35 305	周防大島町	政策企画課	1 2	2	1				4	すおうおおしま男女共同参画プラン	2021年3月	~	2026年3月	1	1			
35 321	和木町	企画総務課	1 2	2	2				4						2			
35 341	上関町	総務課	1 2	2	2				4	上関町男女共同参画プラン	2025年4月	~	2030年3月	2	1			
35 343	田布施町	総務課	1 2	2	2				4	第4次田布施町男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2028年3月31日	1	1			
35 344	平生町	地域振興課	1 2	2	2				4	第4次平生町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	2	1			
35 502	阿武町	総務課	1 2	1	1				4	第5次阿武町男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1			

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)						
		担当課(室)名	所属			の有無	の有無	問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無		
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況

<選択肢回答>

所属 **庁内連絡会議**

- 1 首長部局 1 有
2 教育委員会 2 無

事務所掌 **諮問機関**

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有
2 1ではない 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中 1 一体

- 2 2026年度以降の制定を目指し検討中 2 一体でない

- 3 その他

- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 策定予定有 1 策定予定有
2 策定予定無 2 策定予定無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

現在の状況

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

山口県

都道府県コード	市区町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体							
			問6-1			問6-4 所在地等						施設管理		事業運営					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			2									2	0	1	1	0	1	1	0
35	201	下関市																	
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー	フォーユー	755-0033	宇部市琴芝町一丁目2番5号	0836-33-4004	0836-33-3958	https://www.foryou-ube.jp	○		○			○				
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	ゆめぽぽら	753-0074	山口市中央二丁目5番1号	083-934-2841	083-934-2841	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/site/djc/	○	○			○					
35	204	萩市																	
35	206	防府市																	
35	207	下松市																	
35	208	岩国市																	
35	210	光市																	
35	211	長門市																	
35	212	柳井市																	
35	213	美祢市																	
35	215	周南市																	
35	216	山陽小野田市																	
35	305	周防大島町																	
35	321	和木町																	
35	341	上関町																	
35	343	田布施町																	
35	344	平生町																	
35	502	阿武町																	

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

山口県

都道府県コード	市町村名	市町区名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	設置根拠条例	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業							
						設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理	その他
			2		2		9			1	2	2	2	0	0	0	2	0	
35	201	下関市					○												
35	202	宇部市	宇部市男女共同参画センター・フォーユー	1982年4月15日	○		○	3	2	29,140	○	○	○	○			○		
35	203	山口市	山口市男女共同参画センター	2009年4月1日	○		○	2	4	5,822	○	○	○				○	男女共同参画関連団体への施設貸出(無償)、 関連団体以外への施設貸出(有償)	
35	204	萩市					○												
35	206	防府市					○												
35	207	下松市					○												
35	208	岩国市																	
35	210	光市					○												
35	211	長門市					○												
35	212	柳井市																	
35	213	美祢市																	
35	215	周南市																	
35	216	山陽小野田市					○												
35	305	周防大島町																	
35	321	和木町																	
35	341	上関町																	
35	343	田布施町																	
35	344	平生町																	
35	502	阿武町																	

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

山口県

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)															
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態																
			2			13	1	7.7	14	1	7.1	6	0	0.0	6	0	0.0	7,058	800	11.3	
35	201	下関市				1	0	0.0	2	1	50.0							792	49	6.2	
35	202	宇部市	1998年6月26日	男女共同参画都市宣言		2	1	0	0.0	1	0	0.0						737	122	16.6	
35	203	山口市				1	0	0.0	1	0	0.0							764	64	8.4	
35	204	萩市				1	0	0.0	1	0	0.0							378	35	9.3	
35	206	防府市				1	0	0.0	1	0	0.0							254	17	6.7	
35	207	下松市				1	0	0.0	1	0	0.0							274	41	15.0	
35	208	岩国市				1	0	0.0	1	0	0.0							778	75	9.6	
35	210	光市				1	0	0.0	1	0	0.0							326	44	13.5	
35	211	長門市				1	0	0.0	1	0	0.0							221	2	0.9	
35	212	柳井市				1	0	0.0	1	0	0.0							310	42	13.5	
35	213	美祢市				1	0	0.0	1	0	0.0							427	57	13.3	
35	215	周南市				1	1	100.0	1	0	0.0							955	151	15.8	
35	216	山陽小野田市	2012年9月29日	山陽小野田市男女共同参画都市宣言		1	1	0	0.0	1	0	0.0						338	40	11.8	
35	305	周防大島町											1	0	0.0	1	0	0.0	208	28	13.5
35	321	和木町											1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
35	341	上関町											1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
35	343	田布施町											1	0	0.0	1	0	0.0	73	8	11.0
35	344	平生町											1	0	0.0	1	0	0.0	148	21	14.2
35	502	阿武町											1	0	0.0	1	0	0.0	45	4	8.9

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

山口県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1						調査時点コード																
		問8-1			問8-2					(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)	(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)																																					
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問9-1	その他	その他	その他	その他	その他														
					866	764	12,761	4,261	33.4	508	452	7,429	2,278	30.7	99	67	609	135	22.2	609	82	13.5	604	83	13.7																							
				小計						507	451	7,405	2,270	30.7	99	67	609	135	22.2																													
35	201	下関市	35.0	2027年3月	69	59	1,007	341	33.9	67	56	1,050	340	32.4	6	5	42	9	21.4	32	6	18.8	33	6	18.2	1																						
35	202	宇部市	50.0	2027年3月	47	46	561	247	44.0	36	35	548	233	42.5	5	3	36	7	19.4	25	3	12.0	26	3	11.5	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	1																		
35	203	山口市	40.0	2028年3月	87	76	1,679	518	30.9	法律又は条例、規則等により設置されている審議会等						31	27	605	173	28.6	6	5	41	11	26.8	50	4	8.0	51	4	7.8	1																
35	204	萩市	40.0	2027年3月	95	91	1,453	566	39.0							39	38	503	196	39.0	5	4	61	10	16.4	35	11	31.4	36	11	30.6	1																
35	206	防府市	35.0	2028年3月	94	84	1,378	467	33.9							37	33	609	165	27.1	6	5	44	13	29.5	38	7	18.4	39	7	17.9	1																
35	207	下松市	35.0	2028年3月	55	48	646	185	28.6	法律または、政令、条例、要項等により設置されている						27	26	362	107	29.6	5	4	24	8	33.3	39	11	28.2	40	11	27.5	1																
35	208	岩国市	40.0	2028年3月	73	60	1,487	449	30.2	法令、条例、要綱等により設置されている審議会等						24	23	409	106	25.9	6	4	39	10	25.6	48	3	6.3	49	3	6.1	1																
35	210	光市	40.0	2027年3月	26	23	365	111	30.4	地方自治法第202条の3に基づく審議会等						26	23	365	111	30.4	5	4	28	5	17.9	35	4	11.4	36	4	11.1	1																
35	211	長門市		2027年3月までに、33.9%から増やす	22	20	281	82	29.2							22	20	281	82	29.2	5	4	35	9	31.4	18	5	27.8	19	5	26.3	1																
35	212	柳井市	50.0	2028年3月	68	67	877	404	46.1	要綱等により設置されている懇談会・会議等						47	46	549	223	40.6	5	4	29	10	34.5	36	8	22.2	37	8	21.6	1																
35	213	美祢市	30.0	2026年3月	32	28	535	157	29.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会						32	28	535	157	29.3	5	3	32	5	15.6	20	2	10.0	21	2	9.5	1																
35	215	周南市	40.0	2029年4月	64	57	883	313	35.4							12	11	239	58	24.3	6	5	45	10	22.2	45	7	15.6	46	8	17.4	1																
35	216	山陽小野田市	33.0	2027年3月	57	49	827	249	30.1							4	4	102	33	32.4	5	3	26	7	26.9	35	4	11.4	36	4	11.1	1																
35	305	周防大島町	30.0	2026年3月	26	17	247	44	17.8							15	11	167	29	17.4	5	2	28	4	14.3	25	0	0.0	26	0	0.0	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日											
35	321	和木町			0	0	0	0								15	14	211	59	28.0	4	1	12	1	8.3	28	2	7.1	29	2	6.9	1																
35	341	上関町			4	3	34	7	20.6							12	8	143	14	9.8	5	3	25	4	16.0	31	3	9.7	32	3	9.4	1																
35	343	田布施町		2028年3月 30%以上	23	15	214	40	18.7	法律																																						

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

山口県

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

山口県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5						
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち管理職数			うち管理職数					うち管理職数												
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち女性職員数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性職員数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性職員数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性職員数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性職員数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)																						
		1,546	284	18.4	1,170	189	16.2	234	23	9.8	182	16	8.8	257	31	12.1	210	28	13.3	1,055	230	21.8	778	145	18.6	1,830	457	25.0	1,226	266	21.7	3,543	1,317	37.2	2,279	830	36.4									
35 201	下関市	237	33	13.9	178	29	16.3	35	3	8.6	30	2	6.7	72	7	9.7	61	7	11.5	130	23	17.7	87	20	23.0	347	88	25.4	224	35	15.6	1,151	440	38.2	686	253	36.9	1		9	0	0.0	2	0	0.0	1
35 202	宇部市	124	34	27.4	95	30	31.6	12	2	16.7	9	2	22.2	21	4	19.0	17	4	23.5	91	28	30.8	69	24	34.8	92	26	28.3	75	25	33.3	229	67	29.3	176	53	30.1	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1
35 203	山口市	189	25	13.2	143	18	12.6	24	2	8.3	21	2	9.5	36	4	11.1	26	4	15.4	129	19	14.7	96	12	12.5	399	73	18.3	229	46	20.1	474	192	40.5	249	123	49.4	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1
35 204	萩市	135	19	14.1	98	14	14.3	23	2	8.7	19	2	10.5	21	5	23.8	16	3	18.8	91	12	13.2	63	9	14.3	107	34	31.8	51	11	21.6	174	82	47.1	90	40	44.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1
35 206	防府市	105	26	24.8	85	20	23.5	13	2	15.4	12	2	16.7	24	2	8.3	20	2	10.0	68	22	32.4	53	16	30.2	130	31	23.8	78	23	29.5	182	52	28.6	108	33	30.6	1		9	2	22.2	3	1	33.3	1
35 207	下松市	54	13	24.1	46	11	23.9	10	2	20.0	9	2	22.2	13	1	7.7	11	1	9.1	31	10	32.3	26	8	30.8	47	11	23.4	28	4	14.3	51	13	25.5	33	8	24.2	1		5	1	20.0	1	0	0.0	1
35 208	岩国市	133	27	20.3	108	11	10.2	15	0	0.0	13	0	0.0	18	3	16.7	16	2	12.5	100	24	24.0	79	9	11.4	220	52	23.6	184	33	17.9	393	157	39.9	319	104	32.6	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1
35 210	光市	125	37	29.6	64	8	12.5	32	4	12.5	9	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	89	33	37.1	51	8	15.7	0	0	0.0	0	0	0.0	125	48	38.4	92	29	31.5	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1
35 211	長門市	64	7	10.9	50	4	8.0	11	0	0.0	9	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	49	7	14.3	37	4	10.8	96	23	24.0	70	15	21.4	109	35	32.1	68	19	27.9	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1
35 212	柳井市	39	6	15.4	36	5	13.9	8	0	0.0	8	0	0.0	2	1	50.0	2	1	50.0	29	5	17.2	26	4	15.4	41	12	29.3	32	10	31.3	102	32	31.4	90	27	30.0	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1
35 213	美祢市	71	12	16.9	45	7	15.6	14	2	14.3	11	2	18.2	3	0	0.0	2	0	0.0	54	10	18.5	32	5	15.6	114	50	43.9	76	29	38.2	97	25	25.8	48	27	56.3	1		5	0	0.0	2	0	0.0	1
35 215	周南市	130	11	8.5	96	9	9.4	19	1	5.3	16	0	0.0	27	2	7.4	21	2	9.5	84	8	9.5	59	7	11.9	136	21	15.4	100	14	14.0	226	72	31.9	138	49	35.5	1		8	1	12.5	2	0	0.0	1
35 216	山陽小野田市	57	18	31.6	50	10	20.0	9	2	22.2	7	1	14.3	12	2	16.7	10	2	20.0	36	14	38.9	33	7	21.2	38	17	44.7	29	12	41.4	70	50	71.4	48	28	58.3	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1
35 305	周防大島町	30	5	16.7	30	5	16.7	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	21	4	19.0	21	4	19.0	0	0	0.0	0	0	0.0	37	12	32.4	37	12	32.4	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1
35 321	和木町	8	3	37.5	6	2	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	3	37.5	6	2	33.3	18	5	27.8	13	1	7.7	20	12	60.0	12	9	75.0	1		12	4	33.3	1	0	0.0	1
35 341	上関町	7	2	28.6	7	2	28.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	2	28.6	8	2	25.0	26	6</																			

調査表4-5 市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山口県

調査時点		議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)																											
都道府県	市区町村	議会名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																										
			問12-1				問12-2				問12-3				問12-4				問12-5		問12-6		問12-7						
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。				問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。				問12-2で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。				問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
			1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。		議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。		1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.明記した規定がなく、期間の定めはない。		1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。		1.あり 2.なし 3.その他		その他具体例		配偶者の出産		育児		家族の看護		家族の介護		疾病		その他	
			13		1の合計			19		0		18		1		17		17		17		17		18		11			
			3		2の合計		0		13		1		18		0		0		0		0		0		0				
			1		3の合計		0		5		0		0		0		0		0		0		0		0				
			2		4の合計		0		1		0		0		0		2		2		2		2		1				
35 201	下関市	1	下関市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、下関市一般職の職員(以下「職員」という。)が、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」といふ。)を文書等に使用することを希望するときにおいて、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性の確保及び旧姓の体外的な明示のための措置その他必要な事項を定めるものとする。		下関市議会		1		3		1		下関市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条(略)		2		1		17		17		17		17		18		
35 202	宇部市	1	宇部市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的)第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員が、改正前の氏(以下、「旧姓」といふ。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるごとを目的とする。 (適用職員)第2条 この要綱により、旧姓使用ができる職員は、一般職に属する職員とする。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等)第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 (旧姓使用の承認申請)第4条 職員は、旧姓を使用しようとするとき、旧姓使用承認申請(様式第1号)により、市長に申請し、その承認を受けなければならない。 (承認の通知)第5条 市長が旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (中止届)第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (責務)第7条 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任)第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し、必要な事項は、市長が別に定める。		宇部市議会		1		2		1		宇部市議会会議規則 第二条第二項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		2		1		1		1		1		1		
35 203	山口市	1	山口市職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1号)を、所属長を経て、総務部職員課長に届け出なければならない。なお、市長部局以外の職員は、所属長及び任命権者を経て、届け出ること。		山口市議会		1		2		1		山口市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		2		1		1		1		1				
35 204	萩市	1	萩市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法的な問題が生じるおそれがない、かつ対外的に誤解や混乱を招き、又は職務遂行上支障が生じるおそれのない範囲内において、旧姓を使用することができる。		萩市議会		1		2		1		萩市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2		2		1		1		1		1				

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取扱うことが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-2で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、出産による産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
35 206 防府市 1	防府市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。(旧姓を使用することができる文書等)	防府市議会	1	2	1	防府市議会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第八八条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
35 207 下松市 1	下松市職員の旧姓使用に関する規程 第1条 この訓令は、個性を尊重し、働きやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職の職員(以下「職員」という。)に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げるものとする。	下松市議会	1	3	1	下松市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
35 208 岩国市 3		岩国市議会口	1	2	1	岩国市議会議規則 第2条 2議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
35 210 光市 2		光市議会	1	2	1	光市議会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1
35 211 長門市 1	長門市職場における職員の旧姓使用について ○長門市職場における職員の旧姓使用について (平成17年3月22日内規第11号) 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて、次のとおり取り扱うものとする。 1. 2に定める文書等における職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載を行ふこととする。 2. 文書等とは、次に掲げるものをいう。 (1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 原稿執筆 (4) 人事異動通知書 (5) 休眠簿 (6) 名札 3. 上記1及び2に定める文書等以外のものについて、職員から旧姓使用の申出があった場合は、任命権者が旧姓使用の可否を個別に判断し、旧姓使用的範囲を拡大することができる。 4. 人事担当課は、上記方針の周知徹底及び職員からの相談業務等を行う。 5. 旧姓使用を行う際の手続は、次のとおりとする。 (1) 旧姓使用を希望する職員は、旧姓使用申出書(別記様式第1号)により、任命権者に申出を行なう。 (2) 申出を受けた任命権者は、旧姓及び変更後の戸籍上の氏名の確認について、人事記録カード、改姓前後の氏を証する書面等により行なう。 (3) 任命権者は、申出者の旧姓と相違ないと確認できた場合、旧姓使用通知書(別記様式第2号)により、申出者本人に連絡する。 (4) 旧姓使用を行っている者が旧姓使用を中止しようとする場合は、任命権者に旧姓使用中止届(別記様式第3号)を提出する。 (5) 旧姓使用の申出、旧姓使用的通知(使用開始年月日、使用する旧姓等)、中止については、人事記録カード名欄の上段に記載する。 (6) 人事異動等により、任命権者が異なることになった場合には、人事記録カード名欄の上段に旧姓使用の申出、旧姓使用的通知が記載されていることにより、当該職員の異動先の任命権者は、当該職員から旧姓使用の申出があつたとみなし、旧姓使用を行うものとする。 附 則 この内規は、平成17年3月22日から施行する。	長門市議会	1	2	1	長門市議会議規則、長門市議会委員会条例 長門市議会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 長門市議会委員会条例 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第13条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都 道 府 県 市 市 区 区 町 村 町 村 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問12-1 謙員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間はあるか。	問12-4 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 謙員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上も認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
35212 柳井市 1	柳井市職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 職員は、職場での呼称、法令等に抵触するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で、職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	柳井市議会	1	3	1	柳井市議会議規則、柳井市議会委員会条例 (柳井市議会議規則) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (柳井市議会委員会条例) 第13条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
35213 美祢市 1	美祢市病院等事業職員の旧姓使用に関する規程 第4条 管理者は、職員から旧姓使用承認申請書の提出があった場合において、職務遂行上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	美祢市議会	1	2	1	美祢市議会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
35215 周南市 1	周南市職員旧姓使用取扱規程 第2条第1項 旧姓は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等について、使用することができる。	周南市議会	1	2	1	周南市議会議規則、周南市議会委員会条例 (周南市議会議規則) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (周南市議会委員会条例) 第13条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
35216 山陽小野田市 2		山陽小野田市議会	1	2	1	山陽小野田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
35305 周防大島町 1	周防大島町職員旧姓使用取扱規定 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。	周防大島町議会	1	4	2		1	周防大島町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第2条 議員が自己の都合、疾病その他の事由によりその職務を遂行することができないと認めた日から90日を超える議員活動ができるときは、報酬等条例の規定による議員報酬の月額(次回の表の左欄に掲げる議員活動ができる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合に乗じて得た額を支給する。 90日を超えるとき 100分の80 180日を超えるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の0	4 4 4 4 1	
35321 和木町 4		和木町議会	1	3	1	和木町議会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他約束のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに、議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4 4 4 4 4
35341 上関町 4			1	2	1	上関町議会議規則 第2条 2 前項の季節に合わせて、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1
35343 田布施町 2		田布施町議会	1	2	1	田布施町議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわざ、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1

都道府県	市町村	市区町村		市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-3で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つにつけてください。											
ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド		
35344	平生町	1		平生町職員の旧姓等使用に関する要綱 平生町職員の旧姓等使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が戸籍上の氏名以外の氏名を職場において使用することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。 2 この要綱において、旧姓等とは、旧姓(婚姻、養子縁組その他の事由によって、戸籍上の氏を改める前の氏をいう。)及び通称(性同一性障害等を有する職員が使用を希望する戸籍とは異なる氏名及び自他共に認め一般に通用し、その使用にあたって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏名)をいう。 (旧姓等を使用することができる文書等) 第3条 旧姓等を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表1に掲げる基準のいずれかに該当するものとし、別表2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については使用を認めないものとする。 別表1 旧姓等を使用することができる文書等 基準 1.文書等の例 1.車ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできるもの 事務引継書、起案文書、回議又は決裁に係る押印、文書管理システム 2.職員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の関係にとどまるもので、職員の同一性の確認が容易にできるもの 休暇等届、旅行命令・復命書、週休日の振替表、時間外勤務命令簿、育児休業承認申請書、部分休業承認請求書、自己啓発等休業承認申請書 3.対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれのないもの 名札、名刺、職員配置図、事務分掌表	平生町議会	1	2	1	平生町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1	1	1	1	1
35502	阿武町	1		阿武町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、能力を發揮しやすい職場環境を整備するため、阿武町職員(嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない車ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができます。 2 前項の旧姓を使用することができる文書等とは、別表に掲げるもののほか、町長が適当と認めるものとする。 3 旧姓を使用する職員は、前2項に定める文書等の押印にも旧姓を使用することができます。 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、所属長を経由して町長の承認を受けなければならない。 2 職員は、前項の承認を受けるときは、婚姻等により戸籍上の氏を改めたため、阿武町職員服務規程(昭和42年阿武町訓令第2号。以下「服務規程」という。)第4条に規定する転居、改氏名、転籍その他届出事項に異動があった場合届け出る際に、又は届出の後速やかに、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認等) 第4条 町長は、前条第2項の申請書の提出があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。ただし、町長は、特別の必要があると認めるときは、別表に掲げる文書等のうち一部のものについて、旧姓の使用の承認をしないことができる。 2 町長は、前項の規定により旧姓の使用を承認又は不承認としたときは、旧姓使用(承認・不承認)通知書(様式第2号)により、その旨を所属長を経由して当該申請者(以下「旧姓使用者」という。)に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 町長は、前条の規定により旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用者の旧姓の使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるときは、当該旧姓使用者に係る旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止) 第6条 旧姓使用者が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経由して町長に提出しなければならない。 2 前項の届出があつた場合は第4条の承認は効力を失う。 (旧姓使用者等の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、規定する文書等については統一して旧姓を使用しなければならない。 3 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるように努めなければならない。 (その他) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、町長が別に定める。	阿武町議会	1	3	1	阿武町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。	2							1	1	1	1	1

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

山口県

調査時点		議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)																																		
都道府県	市区町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 南 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			災害対策本部への女性の配置状況																		
		問12-8	問12-9	問12-10	問12-11	問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	問14	問15																		
議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員におけるハラスメント防止に関する取組みは、次のうちどれか。	問12-11で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-12で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、通常4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-15において、通常4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。																			
1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	規ハラスメント防止規則に対する議員向け	1 2 3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定がない。 4. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はない。	1. 研修において利用している。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定がない。 4. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他の不明等	1. 行っている。 2. 行っていないが、明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。																						
0	1	4	4	1	0		9	2	0	1					4																					
0	3	3	4	1	0		5	4	2	6					12																					
0	0	12	405	1	0		5	8	17	0					3																					
19	15		405	35			12											8.6%	1																	
下関市議員政治倫理条例																																				
第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1)市民の代表として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2)市民全体の養育者として常に人格と倫理の向上に努め、不正な金品の授受、強制、圧力をかける行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (3)(市)市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資(出元を含む。)している法人を含む。以下同じ。)が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に際し、特定の企業、団体等に有利な取扱い又は妨害、排除等の働きかけをしていないこと。 (4)政治活動に関して企業、団体等から寄附等を受けないものとし、議員の後援団体についても政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。 (5)市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正行使するよう働きかけないこと。 (6)市職員の採用、異動、昇格等人事に関し、不当に関与しないこと。							1	1	3	2					2			53	4	7.5																
35201 下関市	4	4	1	1																																
35202 宇部市	4	1	3				1	3	3	2									18	3	16.7															
35203 山口市	4	4	3				1	3	3	4									23	2	8.7															
萩市議員政治倫理条例																																				
第3条第1項第3号 議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、ハラスメント(他の者が不快に感じる言動又は行為をいつ。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。							2	3	3	2					3			20	2	10.0																
35204 萩市	4	4	1	1																																
35206 防府市	4	4	3				3		3	2									17	2	11.8															
35207 下松市	4	2	2				1	2	2	2					特になし			下松市地域防災計画 第1編 第1章 第2節 4 効果的な計画の策定及び運用に向け、男女共同参画担当部局との連携により、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女の違い等多様な主体の視点を取り入れた防災対策に取り組むものとする。 また、災害時に、女性などに対する暴力が発生しないよう、訓練、防災講習での啓発や、事前の備え、災害発生時の避難所バトルルールの実施等に、男女共同参画部局と連携して取り組むものとする。																14	2	14.3
35208 岩国市	4	4	2				2	2	3	4					1			岩国市地域防災計画 地域防災計画 第1編第1章第7節 防災に関する所掌事務として、「男女共同参画に関する相談支援」と記載がある。 第3編第5章第3節第1の2 避難所の管理・運営 (1)~男女共同参画の視点から、女性を含む運営協力者を配置する。と記載がある。															20	0	0.0	
35210 光市	4	4	1	1																																
光市議員政治倫理条例																																				
第3条 議員は、法令を遵守し、何人に対しても、品位と名誉を損なう一切の行為を慎むとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (5)セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等のハラスメント、差別的な取扱い又は言動、虐待、名譽又は社会的信用を低下させる目的でその者をひぼうし、又は中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。							1	3	3	2					2			15	1	6.7																

